

森林法施行規則第25条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

[平成16年4月1日 農林水産省告示第885号]

最終改正

[平成25年3月14日 農林水産省告示第558号]

森林法施行規則第25条第2号の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 1 次に掲げる要件の全てに該当する規約を有していること。
 - イ 目的、名称及び事務所を定めていること。
 - ロ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加に関し不当な差別をしていないこと。
 - ハ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。
 - ニ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 2 構成員の加入及び脱退にかかわらず、団体の活動が相当の期間継続して行われているか、又は行われる見込みであること。